

尼崎市と尼崎信用金庫の「市内企業の海外展開支援に関する連携協定」

尼崎市（以下「甲」という。）と尼崎信用金庫（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が産業振興の分野において、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、市内に本店を有する事業者及び市内に支店又は営業所等を有する事業者（以下、市内企業という。）の海外展開を支援する効果的な事業の実施、情報の提供などに努め、もって、本市地域経済の発展に資することを目的とする。

（連携する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し連携を行うものとする。

- (1) 市内企業の海外販路拡大支援に関する事項
- (2) 市内企業の海外拠点整備支援に関する事項
- (3) 海外経済情報の共有に関する事項
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（団体等との協力）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる連携して取り組む事業（以下「連携事業」という。）を円滑に推進するため、市内に所在する産業支援団体及び市内外の関係機関と協力し、一体となって連携事業を行うものとする。

（連絡）

第4条 甲と乙は、連携事業を推進するため、定期的に情報・意見交換を行うものとする。

（経費）

第5条 連携事業にかかる経費の負担は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲と乙は、連携事業の実施にあたって知り得た秘密事項について、本協定の有効期間に関わらず、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しないものとする。ただし、次に掲げる事項についてはこの限りでない。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、または相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。

- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
- (4) 法令による開示を求められたもの。
- (5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙から書面による申出がない場合は、期間満了日から更に1年延長されるものとする。以後同様とする。

（協議事項）

第8条 本協定に関して疑義が生じた場合や、定めなき事項または変更の必要が生じた事項については、甲と乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名、押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成26年9月17日